

第2章 衛生

○鳥羽志勢広域連合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例

〔平成19年6月1日〕
〔条例第4号〕

改正 平成25年12月2日条例第6号

改正 令和5年3月9日 条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の適正な処理をすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、鳥羽志勢広域連合し尿処理施設(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し必要なことを定めるものとする。

（設置）

第2条 し尿及び浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条の2第1項の規定により適正に処理するため、施設を設置する。

（名称及び位置）

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥羽志勢クリーンセンター	鳥羽市白木町247番10

（業務の内容）

第4条 鳥羽志勢クリーンセンターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) し尿等の処理に関すること。
- (2) 施設及び設備の管理に関すること。

（使用の許可）

第5条 施設を使用しようとする者は、広域連合長の許可を受けなければならない。ただし、公園に属する範囲は、この限りでない。

（使用の範囲）

第6条 施設を使用することができる範囲は、鳥羽志勢広域連合(以下「広域連合」という。)を構成する関係市町（鳥羽志勢広域連合規約（平成11年三重県指令南企第2-85号）第2条に規定する関係市町をいう。以下同じ。）とし、法第7条第1項及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、構成市町の長の許可を受けて、収集、運搬する者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、広域行政上の立場からやむを得ない場合に限り、広域連合長が使用を認めたときは、この限りでない。

3 施設の公園に属する範囲は住民の憩いの場として利用できるものとする。

（使用の制限）

第7条 広域連合長は、第5条の許可を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を制限することができる。

- (1) 許可事項に違反したとき。
- (2) 関係法令、条例及び規則に違反したとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) 施設の維持管理上使用を不相当と認めるとき。
- (5) その他広域連合長が使用を不相当と認めるとき。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

（鳥羽志勢広域連合衛生処理場の設置及び管理等に関する条例の廃止）

- 2 鳥羽志勢広域連合衛生処理場の設置及び管理等に関する条例（平成11年鳥羽志勢広域連合条例第20号）は、廃止する。

附 則（平成25年12月2日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月9日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。